

淀川水系流域委員会 第28回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

榎村委員

日 時：平成16年12月18日(土) 13:30～16:45

場 所：カラスマプラザ21 8階大・中ホール

〔午後 1時30分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しましたので、これより淀川水系流域委員会第28回淀川部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、いつものようにご確認、お願いをさせていただきます。

まず配布資料の確認をさせていただきます。袋の中の資料でございますが、まず緑色の「発言にあたってのお願い」、それから本日の「議事次第」及び「配布資料リスト」がございます。配布資料の内容でございますが、資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」でございます。こちらは第26回淀川部会の提出資料でございます。それから、資料1-2「河川整備計画基礎案に係る意見書（案）」というふうになってございますが、これはちょっと修正をお願いしたいんですが、「河川整備計画基礎案に係る事業進捗についての意見書（案）」という形で訂正いただきますようお願いいたします。それから、資料2が「委員会における今後のスケジュール」でございます。最後に参考資料1として「委員および一般からのご意見」ということで、資料が4種類ということでございます。

それから、発言に当たってのお願い等でございますが、本日は一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力をお願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくか、あるいはマナーモードに設定をお願いします。

本日は16時30分には終了させていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に移りたいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

寺田部会長

委員の皆さん、それからきょう傍聴に来ていただいている皆さん、土曜日の午後ということで、12月も大分押し詰まってまいりましたが、忙しいときにご出席ありがとうございます。きょうは第28回の淀川部会ということになっております。ことし最後でありますと同時に、委員の皆さんにお諮りしますが、1月末のいわゆる任期切れまでのこの委員会の部会として、淀川部会としては多分きょうが最終になるという可能性が強いので、ひとつ皆さん、活発にご意見をいろいろお出しいただきたいという

ふうに思っています。

それできょうは、前回11月30日に部会を開きましたけど、前回に続いて、きょうは資料1 - 2で整理して資料をつくってもらっておりますけども、この事業進捗関係というのが、実施、それから調査・検討にかかわる部分ということで、これについて部会としての意見書の案の取りまとめをします。そして、これから委員会の方に、来週の20日にも予定されていますけれど、20日は委員会としては多分ダム事業関係の意見書の審議がほとんどだと思いますので、多分1月11日に予定されています委員会で、この進捗状況の部分についての委員会としての意見の確定といいますが、そこにお出しすることになると思いますが、その検討をきょうお願いしたいと思っています。

資料1 - 2の方は、これまでに委員の皆さんから意見を出していただいているものと、それから、前回も少し説明しましたが、調整会議というところで取りまとめ案をつくってもらっておりまして、調整会議の方で取りまとめ案ができたものもこの中に入っております。範囲でいいますと、治水に係る部分と環境に係る部分は調整会議の方からの取りまとめ案がまだ出ておりません。したがって、きょうの資料1 - 2の方は、その治水と環境の部分は委員の皆さんから意見をいただいた、以前に意見だけの部分を取りまとめた資料をつくっていましたが、きょうの資料1 - 2も治水と環境の部分は、委員の皆さんから出してもらった意見を全部そこに入れてあります。

それから、あと利水の部分と維持管理、利用、関連施策というのもありますけど、そういう項目の部分は調整会議の方で取りまとめ案をつくってもらっておりますので、それがこの資料1 - 2の中に入っております。特に調整会議の方で既につくっていただいた取りまとめ案があるものについては色を、これは紫色といいますが、そういう色でこの資料の中に色分けしてありますので、わかりやすくなっていると思いますけど、そういうことできょうは、河川整備の基礎案自体じゃありませんけど、基礎案に基づいてつくられた事業進捗等の部分についての整備内容シート、これについての部会の意見案というものを確定します。そして委員会にそれをお出しするということになっております。

ちなみに、これも確認の意味ですけども、1月末までの淀川流域委員会の仕事としては、今ダムワーキング等で作業を鋭意進めてもらっておりますけども、ダム事業についての意見、それからこの整備内容シートについての意見、これが意見を求められている部分ですので、この意見書を今、委員会の最後の仕事として作業を行っているということでもあります。何度も申し上げて恐縮ですが、きょうは部会としては、ダム事業の関係の意見の部分じゃなくて整備内容シートについての、しかもこの淀川部会の守備範囲に限った部分の部会の意見案といいますが、それをできればきょう全部、取りまとめ案を確定していただくということでもよろしくお願いしたいと思います。

それから順番としては、ちょっと資料1 - 1の方を見ていただきまして、ここに大きくは3つ分けて

あります。それで「意見を頂きたい事項」という部分、これは前回議論をしていただきました。したがって、きょうは次の「実施」という部分の項目と「調査・検討」という項目の部分とを、この順番に従って、つまり「実施」の方を先に、その後「調査・検討」の方というふうに、皆さんの検討をそういう順番でやっていただきたいと思っております。

それから「実施」の部分も、シート番号の利水 - 1、2、4、それから維持 - 4、5というのは、先ほど申し上げました調整会議の方の取りまとめ案が出ている部分です。したがって、きょうは真っ先にこの調整会議の取りまとめ案が出ているものを取り上げさせていただいて、そして皆さんで、この内容の調整会議の取りまとめ案でいいかどうか、何か変更しなくてはいけない部分とか疑問な部分はないかどうか、この辺をまず検討していただきたいと思っています。その上で、その残りの治水 - 7 - 2と9と12 - 6、これはいずれも堤防強化に関する項目ばかりなんです、これを1つのグループとして取り上げたいと。

それから、最後に（実施）の部分で残っていますのが環境の部分ですが、環境 - 6、8、10、18と、これは項目を見ていただいたらわかりますように、いわゆる横断方向の河川形状の修復の問題と縦断方向の部分というふうなことで、各河川の支流の部分で実施を明記されている部分ですけども、これを取り上げたいと。その後といたしますが、それとの関係で実は「調査・検討」の部分の環境 - 22と27が、今の「実施」の部分の環境 - 6、8、10、18と関係していますので、これも一緒に横断方向、縦断方向というふうなことで検討をしていただくと。そして、あと「調査・検討」の残りの部分を順番にやっていくというふうなことで、おおむねそういう順番で検討をお願いしたいと思っていますので、ひとつこの部会としての取りまとめの内容をどういうふうにするかということについて、建設的な意見をお出しいただきたいと。

それで進行につきましては、申しわけありませんが、調整会議の方で取りまとめのためにいろいろご苦労いただいた榎屋と川上さんの方で、恐縮ですが、お願いしたいと思っています。よろしく願います。

1) 河川整備計画基礎案に係る意見書（案）の検討について

榎屋部会長代理

では、ご下命によりまして早速始めたいと思います。早速議事に入りたいと思いますが、部会長から今お話がありましたように利水、維持、利用、関連施策のあたりがまとまっているので、まず最初に利水のところから始めたいと思います。

それでは、この資料1 - 2の利水 - 1というところを開いていただきたいと思います。それからもう1つは資料1 - 1の33ページ、34ページにちょっと利水の需要の精査確認のところを書いてございます

ので、それをちょっと見ていただきたいと思います。このシートの書き方は、利水 - 1で基礎原案でという意見を言ったか、それに対して基礎案ではどういうことが書いてあるのか、それに対して「基礎案への意見」という形でまとめてあります。

この利水 - 1の「利水者の水需要の精査確認」というところですけど、ここのところに書いてあることは、要するに淀川水系の水利権の許可件数が、水道用水とかそれぞれの件数がこれだけあって、それについて精査確認結果を公表するという話になっております。その件について意見を述べるという形でまとめました。出していただいた意見は利水 - 2ページのところに書いてありますが、「基礎案への意見」のところを読ませていただきますと、まず最初のパラグラフの7行ほどは基本的な考え方を書いてあります。

まず、利水に関する具体的な整備内容としては、利水者の水需要の精査確認を実施するということが非常に大事なことであって、大切なことは、何のために精査確認をするかということであると。「現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、『水供給管理』から『水需要管理』へという新たな利水の理念転換の下で、『利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない』という考え方に基づき、『水需要の抑制』という視点から本当に必要な水需要を『精査確認』する必要があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である」と。これは主に部会長から意見をいただいたのを、ほぼそのとおり書いてございます。

それから、もう少し後の方に「現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており」ということで、これは前にダムワーキングで精査状況というのは一応報告がありましたんですが、そのほかのいわゆる水利権に関しても「水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実態の精査を行った上で許可水利権移行を進める必要がある」ということであります。

それからもう1つは、この整備シートでは「適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する」ということが述べられて、下に淀川水系水利権許可件数が、水道が48件、工業用水が28件とか、件数が書いてありますが、それに関して一体どういう状況になっているかということが、今からご説明するパラグラフに書いてございます。

これを見ますと、平成15年10月9日に河川管理者から資料が提供されましたが、それをチェックいたしますと、平成15年以前に期限が来たものが17件、あるいは平成16年3月に期限が来たものが25件がありまして、そういうことについてどういう結果になっているかということが、今のところ精査確認結果が公表されていないということでございます。それからまた、17年3月を期限とするものが16件ありますけれども、それについてどうしようとしているかということが明確になってない。したがって、こう

ということについては審査を迅速に行って、その都度結果を公表していただく必要があると、そういう意見であります。この件について、ちょっと皆さん方のご意見をお聞きしたいということなんですが。

特にご意見がないようでしたら、大体こういうまとめ方でよろしいのでしょうか。

寺田部会長

そしたら、寺田の方からちょっと。

ここの部分は、私の方が意見を出させてもらったのを大幅に取り入れていただいたようなんですけども、河川管理者の方から今の精査確認の方向については基礎案で示されているんですけども、基本的に利水者の方から検討された結果を受けるといふ形だと思ふんですね。もちろん管理者の方も、単に利水者の方からの報告を受けるとどまらずに、その報告内容を点検して、そしてその内容が適正であるかどうかと。それで不十分なところがあれば、やはりそれに対して物を言っていくというスタンスは持つておられると思ふんですけども、その場合の基本的なスタンスというのは、これは基礎案で河川管理者もお書きになっているように、水需要抑制という視点からやはりそれは点検していくんだということはお述べになっていますので、それはそれで大事なことなんですけども、その点をやはり具体的に、そういう視点からの検討を具体的な中で反映していってほしいというふうに思います。

それから、榎屋さんの方が今ご説明された取りまとめ案の中では、新設ダムに関連だけじゃない、それ以外の部分のところの状況については、確かに今まで管理者の方から情報提供がないんですよ。これはやはり、逐次そういうものが明確になっていく必要がありますし、特にこうして期限が来るものがずっと並んでいますけど、こういうものは期限が来たら、もしくは来る前に、どういう状況かということとは一定情報提供があってしかるべきものでしょうから、こういう指摘は非常に大事な部分ですから、この取りまとめ案で私の方は、非常に適正なものじゃないかというふうに思います。

榎屋部会長代理

今、部会長の方からいろいろご意見いただきましたが、そういうことで。私も以前、平成15年10月9日に淀川水系での許可期限一覧表というのをいただいて、それを見てチェックしましたらこんなことになっていたの、「水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する」ということになっているので、その辺はぜひこのとおりやっていただきたいと思って、こういうことにさせていただきました。

では、意見がないようでしたら、次に利水 - 2の方に行きたいと思います。

利水 - 2は「水利権の見直しと用途間転用」ということです。基礎原案では「利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する」ということで、基礎原案のときは大阪臨海工業用水、大阪府営工業用水、尼崎市営

工業用水というのが上がっていましたが、基礎案のときには既に大阪臨海工業用水道が消えているということで、これは実態に基づいて訂正されたということは非常にいいことだと思います。

それで、基礎案に対する意見ですが、これは利水に関する具体的な内容ということで、読ませていただきますと、利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直しを実施するということが重要な課題であると。各利水者の水需要についての厳格な精査確認のもとで関係機関の調整を実施する必要があるが、ここが大事なところなんです。利水安全度の確保というあいまいな名目のもとに、安易かつ恣意的に新たな水需要を容認するものであってはならないと。利水安全度の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については、学識経験者や住民の意見を聴取する仕組みを設けることが水需要管理の趣旨にかなうものと考えられるということです。

それから「『水利権の見直しと用途間転用』という整備内容は、新しい利水の理念としての『水需要の管理』の考え方の中で、『水需要の抑制』という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を旨とすべきである。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある」ということです。基礎原案のときにもこれと似たようなことを言っておるわけですが、基礎案への意見としては寺田委員の意見と、それから猪名川部会で細川委員が出されている意見を両方合わせたような形でまとめました。

今本委員、どうぞ。

今本委員

質問ですけど、3行目の「安易かつ恣意的に」という、この「恣意的」というのはどういうことを意味しておられるんですか。私は、表現としてちょっと品格に欠けると思いますので、ここは削除された方がいいんじゃないでしょうか。あるいは、とくにこういう理由があってというのがあったらお教えください。

榊屋部会長代理

理由と言われると何ですが、利水安全度という名目のもとに簡単にすぐ水需要を増やそうという、それが「安易かつ恣意的に」という表現になっているということです。これは確かに、ちょっと品格に欠けるかもしれません。

今本委員

いや、「恣意的」という言葉はそんな簡単な言葉じゃないですよ。非常に悪意に満ちた言葉だと私は思います。

倉田委員

「恣意的」というのは今おっしゃったようにちょっと過激な表現ですし、恐らくお考えになっているのは、何か別の計画を新たに考えたりして、どうしても直さないかんとということがあるかもしれないという思惑から、「恣意的」というとそれはちょっと言い過ぎなんで、「意図的」ぐらいの方がまだましなんじゃないでしょうかね。

今本委員

いや、私は「安易に」だけでいいような気がするんですけどね。

榎屋部会長代理

確かに「恣意的に」というのはちょっと極端に言い過ぎているところがありますから、ここは削除したいと思います。ほかにご意見ありませんか。

細川さん、地域の水循環にも配慮してというようなことで意見を出されておられますけれども、何か意見はありませんか。

細川委員

私の書いたものにも配慮していただいて大変感謝しております。流域委員会ではもう繰り返し言ってきたことですが、やっぱり流域全体の水需要管理を最終的に目標にしていくということを考えまして、地域の水循環というのは河川に限らず、ため池や用水路や、そういった地域の中にある水も含めて水道や下水道も含めてということを考えて書きました。

榎屋部会長代理

川上委員、どうぞ。

川上委員

細川委員は湧水対策会議のことについて触れてらっしゃるんですけども、それは利水 - 4 のところにまた出てまいりますので、ここではあえて書いておりません。

榎屋部会長代理

ほかにご意見がなかったら、次へ参りたいと思います。

それから、次は利水 - 3 ということで、これは意見を求められてないんですが、「既設水源開発施設の再編と運用の見直し」ということで、これは基礎原案への意見を既に言っております。特に基礎原案で言っている意見が適切であるということで、基礎原案への意見としましては「基礎案に掲げられた方針は概ね適切であり、積極的な実施・実施結果の十分な検討とその反映など、今後の成果に期待する。委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施すべきである」と、そういうような意見にしております。

それから、次は利水 - 4で「湧水対策会議の改正を調整」ということです。これも基礎原案と基礎案で内容的には全く同じようなことが書いてあるわけですが、これに関して「基礎案への意見」では寺田委員と私と琵琶湖部会、それから猪名川部会の本多委員からいろいろ意見が出されておりますけれども、主に寺田委員の意見を採用させていただきました。

読ませていただきますと「利水に関する具体的な整備内容として、『湧水対策会議を、平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織とすること』を実施することは、きわめて要を得たことで、その推進が期待される場所である。しかし、重要なことは、湧水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織とするためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある」と、そういう意見です。この文章で私の意見とか本多委員の意見も取り入れられるというふうに考えまして、こういうふうにまとめました。

ここでちょっと補足しますと、大事なことは、湧水対策会議というのが単なる意見交換の場に終わったり、あるいはPR等のかけ声を行うにとどまるものではなくて、効果的に水需要抑制に結びつくような活動というのを実行し得るような権限を有する組織に変える必要がある、というのが大事なことだと思います。

寺田部会長

できれば、この部分は河川管理者にちょっとお聞きしたいんですけど、これまで行われてきた湧水対策会議というものが実際に、これは湧水時にしかやってこれなかったから限界があるんだろうと思うんですけども、管理者の方も、これを湧水時のみというものから平常時からということで明確に述べておられますから、そういう平常時からやっていくということは、湧水の緊急のときじゃない時点でのいろいろな会議というものを考えておられるわけですね。

そうしますと、従来やってこられた中身がどういうふうなものなのかというのは、なかなか我々にはわかりにくいんですけども、平常時からこの湧水対策会議というものが、果たして、今までのような機能をもっとレベルアップして、最終的には水需要抑制というようなことにつながるような自主的な会議になるんだろうかと。我々はそうせえということを言っていますが、今までやってこられた湧水対策会議の状況からいって、そういうことが本当に実現の可能性があるかないか、その辺をちょっと聞かせてもらえたらありがたいんですけど、どういうものですかね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課長です。可能性と言われますと、我々の意思だけですべて決着するわけじゃないので、何とも申し上げかねますけど、今までの湯水対策会議ですと、実際にダムの貯水率が何%になってきて、いよいよ取水制限率を何%にしようかという、割と生々しい話を関係者で集まってやっていたということですけども、昨年の3月以降、五、六回かもうちょっと、実際に会議を開かせていただいて、我々が河川整備計画基礎案の中で提案しているようなことを各利水者とか府県の方に集まっていただいて提示して、我々はこういうふうに考えているけれどもどう思うかということで、ある程度意見交換をさせていただいているということです。

それから、ちょっと関係ない話かもしれませんが、もうちょっと大きな枠組みとして今、琵琶湖・淀川流域圏の再生という、関係省庁であるとか関係府県が集まった場で協議会をつくって、今後の琵琶湖・淀川をどうしていくかという協議を真剣にしています。そういった中で今後の連携の枠組みというのが重要だねというような議論をしまして、そういった枠組みができていけば、そういったことも使って我々の意思を伝えていく場にしていければなということも考えてはおります。

榊屋部会長代理

どうもありがとうございました。それから、ちょっと私も質問があるんですけど、先日節水のパンフレットを配っているいろいろやっていますという話があったんですけど、ホームページなんかで調べてますと地方自治体で雨水槽を設置だとか、そういう節水活動を実施しているところに補助金を出したりとか言われているんですけど、そういうところとの連携とか、そういったことは何か河川管理者はやられているのでしょうか。

例えば雨水貯留槽設置への補助制度だとか、そういうのを逡巡して節水活動を有効なものにしようというのを、ホームページなんかを見ていると、たくさんそういう例が出てきて補助金を出しますよとかいうのがありますが、そういうところと連携して節水活動をより有効なものにしようという活動を何かやっておられるかどうか、そういう質問なんです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

今、具体的にそういう団体に補助とかをしているような状況ではないんですけども、我々がこし一生懸命やっていた節水キャンペーンの中の1つとして、水の使い方を考えるシンポジウムというのをやらせていただきましたけれども、その中でも、雨水利用を推進されている方に実際に入っていただいてパネルディスカッション等をさせていただいていますし、今後そういった住民団体等とのつき合いも深めていって議論を深めていく中で、実践できるものはしていきたいというふうに考えております。

榊屋部会長代理

どうもありがとうございました。ほかに委員の方で何かご意見なり質問はございませんか。今まで1から4まで通してしましたけれども、全般的にまだちょっと。はい、どうぞ。

今本委員

利水 - 4 のところで「基礎原案への意見」というところを見ますと「各利水者間の安定供給確保への努力に応じた取水制限の考え方」について、この委員会はかなり反発したわけです。ところが、基礎原案を読みますと、そのことがなくなっているんです。この「基礎原案への意見」は基礎原案に対するものですから、基礎原案に書いてないことをここで書くはずがないんですよね。ところが、この基礎原案というのを見ますと、その記述がなくなっているものですから、どうなったのかなと。つまり質問は、このシートで「基礎原案」と書いてあるところは本当に基礎原案なんだろうということなんです。

例えば今のプリントを見ますと、基礎原案と基礎案とは全く変わってないわけですよね。ところが、「基礎原案への意見」のところを見ますと、かなり基礎原案に反発した内容のことを書いているんですよ。そのことがこの「基礎原案」になくなっていて、ちょっとおかしな対比になっているなということなんです。

榊屋部会長代理

私もこのシートを見まして、この「基礎原案（具体的な整備内容）」というのはまさにこのシートの具体的な整備内容というところを書いてあって、それは全く変わってないんですよね。これに類するよなところがあるのかないのかというのは、一度このシートをよく読んで、また必要であれば。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

若干ご説明いたしましょうか。今のは第5章のところを抜き書きされているんだと思うんですけど、もともと基礎原案の第4章のところに「安定供給確保への努力」というくだりがございました。現在の基礎案の方では、同じ第4章のところに「各利水者間の安定供給確保への努力や、日ごろからの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方」というふうな記載方法に変えてございます。

榊屋部会長代理

内容はよくわかりましたから、今のは変わったところも踏まえて意見をよく検討し直したいと思えます。ほかに皆さん方、何かご意見ございませんか。ないようでしたら、次に利用の方に参りたいと思えます。

今度は川上委員、よろしくお願ひしたいんですが。

川上委員

委員会が意見を求められておりますのは利用 - 14で、前回議論したところでございますが、船舶航行

影響についてであります。きょうの資料1 - 2では、基礎案についても検討して、意見が言えるならば意見を言おうということで利用 - 1から書かれておりますが、これは一応参考的にごらんいただくことにいたしまして、時間の都合もありますので、意見を求められております利用 - 14について調整会議の考え方といいますか、取りまとめを説明させていただきます。

意見といたしましては、倉田委員、紀平委員、山本委員、田中委員、渡辺委員等々から大変熱心な意見が寄せられております。大変この取りまとめには苦労したところでございますけれども、少し要点をお話しいたしますと、舟運の復活について「環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながら、その後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油汚濁などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発に留めるべきで、大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は止むを得ないが、観光のための舟運はできるだけ制限されるべきである。航行範囲も限定し、河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は避けるべきである」と。

「平成16年3月に開催された第5回淀川大堰開門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11、12両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって『環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。』と記されている。今回の『調査・検討』は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、その結果はその都度『淀川環境委員会』に報告し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある」というふうに取りまとめさせていただきましたが、これについてご意見ございますでしょうか。今本委員、お願いします。

今本委員

私は、舟運によってどの程度の環境への影響があるのか非常に疑問に思っています。本当に影響があるのかどうか。それとここでは、観光のための舟運は非常に控え目にするべきだとマイナスの評価をしております。本当にこれでいいのかどうか。

例えば河川へ関心を持ってもらおうと思えば、できるだけ多くの人に川を川側から見てもらいたいというのもあるわけですね。そこの兼ね合いをどういうふうにしていけばいいのか。波が起こったことによる影響、あるいは現在既に砂利船が随分、淀川を航行していますが、その影響がどの程度本当に出ているのか。これは現場を御存じの方がおられたら、お教えいただきたいんですけども。

川上委員

紀平委員、お願いします。

紀平委員

紀平です。現在も、砂利船のために本流の水際部がかなりえぐられているところもあります。水際部に本来はもう少し貝類が繁殖してもいいんですけども、貝類の稚貝というのは非常に浅いところにいますから、それで波に洗われるというか、押してきたり引いたりしますから、船が余り通らないような場所というか、そういうところに比べると少ない。

つい10日ぐらい前も行って見たんです。そしたら枚方大橋のあたりに10隻ぐらい、朝9時半か10時ぐらいに集結というか、毛馬の閘門から上ってくるんです。それに沿ってずっと下流から車で上って見てたんですけど、かなりきつい波が寄せてきます。だから、水際の植生もかなり、礫がずっとたまっていて、そういう場所もあったりして、かなり影響があるなというのは思いますね。

本来、昔はワンドの近くとかその辺で。三、四十年近く前にはちょっと考えられないように水際線が変化しておりますし。資料1 - 1の21ページは本流際にヨシがあるところなんですけど、わずかに40cm程度だから影響はないということなんですけど、淀川は水際がすべてこういうヨシ帯ではないんですね。ですからかなり。特にこのヨシ帯でも産卵期はこの辺に卵が付着していたら、かなり影響はあると思いますね。

川上委員

塚本委員、お願いします。

塚本委員

私も今本さんと同じ意見なんです。今の住民の状況というのは、川に対する関心というのは非常に希薄です。何とかして川に親しみを持ってほしい。そのときにどのぐらい環境に対して配慮し負荷を軽減して、その次の段階で、よりその住民の方たちが環境に関心を持っていくという、こういう手法というものもある意味では要るんじゃないかなと。現状ではですよ。現状からのプロセスでは、そういうことも考えていいんじゃないかなと思います。

紀平委員

川に親しみを持ってもらうというのは私も賛成なんですけど、かなりの動力船で観光船みたいな形で川に入ってきてもらうのは余り好ましくないというか、できるだけ波が起らないような、そういう船で。僕も、さっき今本先生がおっしゃったように川側から見るとというのは本当にすごくいいと思うんです。ゴムボートで何回か下りましたけれども、岸で見るのと川の中から見るとは全然違うんですね。それは賛成なんです。だから、規模というか。

それと今の砂利船も、このままで本当に。これがもしおさまったら、かなり水際の生物相が安定するのになんというのは思っていますけれど、僕は環境の面からは、これを認めているということじゃないん

です。こんなに波が起らないように、何か考えてほしいなど。

川上委員

榎村委員。

榎村委員

榎村です。私もお2人の意見に近いんですけど、観光というと非常に遊びばかりで、遊びも含めて川から実際に身近に見るということで、エコツーリズムという概念も観光の中には入っていると思うんですね。だから、環境に影響を与えるということはかなりあるかもしれないんですけども、今の話をお伺いしていたら、産卵の時期にはやめるとか、あるいは回数だとか船の航行の仕方だとか、幾つか条件をつければ可能になることも考えられるんじゃないかと思うんですね。

だから「できるだけ制限されるべきである」というふうに書いてしまいますと本当に、よほど環境に関心のある人だったらいいですけど、関心が少なくても、その川を実際に航行したり、遊びからそういうことに入ることもできますし、全面的に禁止するのではなくて、いろんな条件を勘案しながら、環境にも配慮しながら航行するということが可能ではないかなと思いますので、ちょっと書き方が強過ぎるのではないかなと思います。

川上委員

山本さん、お願いします。

山本委員

山本です。今までの意見をお伺いしてまして、私もちょっと紀平委員にお聞きしたいと思っていたことがあります。先ほどの資料1 - 1の22ページで管理者側から「今後の課題」というのでおまとめいただいているんですけども、航行規則について等を考えていけば、環境影響をできるだけ減らせるのではないかというふうに河川管理者はお考えなのではないかと思うんです。例えば水際から何mのところまでは航行してはいけないとか、船の速度を何ノット以下にするとかというようなことをお考えなのではないかと思うんですけども、そういった配慮があっても、環境面からはやっぱり難しいのでしょうか。

防災の面で舟運の復活、舟運の利用ということを考えるならば最低の設備等々は必要になってくると思うんですけども、やっぱりそれだけではペイしないから、観光も乗ればいいなというふうなことで、ほかにも使えればいいなというふうな発想で観光ということもお考えなんじゃないのかなというふうに思えるんですけども、その辺「今後の課題」のこういうところの検討の余地で何とかクリアできないのでしょうか。

川上委員

私もちょっと個人的に意見を言わせていただきます。船舶の航行を認めるということになりますと特に影響が出てくるのは、プレジャーボートの規制というのが非常に難しくなるということが1つあると思います。

それから、淀川の河川環境というのは、淀川はかつて、言うまでもなく江戸時代から、それ以前もずっと非常に舟運の盛んなところでしたけれども、その時代というのは、明治の初年ぐらいまでは恐らく動力船というのはなかったんですね。淀川大堰もなかった。それから淀川三川にはダムももちろんなかったから水位も自然の状態、魚は縦断方向にどんどん移動もできるというふうな状況にあったわけですね。現在は非常に人工的な環境になっていて生態系がかなり危機的な状況になっているという中で、舟運をどうするかということをやっぱり考えなくちゃいけないと思うんですね。その辺を念頭に置いてお考えいただけたらなというふうに私は思っているわけです。渡辺さん、お願いします。

渡辺委員

渡辺です。先ほどから言われている意見もよくわかるんですが、これからとりあえず舟運がここで大幅にやられるようになって、将来的にはどうしても観光の方面が伸びざるを得ないようになってくるんじゃないかと思うんです。そこで船もどうしても大型化してくるはずですし、そのところで河床掘削とか低水護岸とか水制工設置とか、そういう開発がどんどん行われていかざるを得なくなるということで、いわゆる環境と共存できる状態には恐らくならない。

これはあくまでも予測なんですけれども、そういう意味から、大型の開発を防ぐ意味でこの基礎原案への意見等が書かれているんじゃないかと私は思うんです。以上です。

川上委員

細川委員、お願いします。

細川委員

先日JRのポスターを見て、これはうちの子を連れていったら喜びそうやなと思ったのが、淀川で落語家と一緒にクルーズをするという企画がありまして、こういうのだったら連れて行ってやりたいなと思ったんですけれども、やっぱり舟運に対するイメージが随分違ふと。これからどういうものを目指すのかという方向性をきちんと見きわめないと、この計画を進めることはリスクが高いと思います。

以前に大阪城から、アクセスが便利だからということで舟運を企画したことがあったみたいですが、そのときには、便利さを追求した形での舟運というのは実際には企画としては成功しなかったということをちゃんと聞いたことがあります。アクセスとしての便利さとか速さとかを舟運に求めるのであれば、私はそれは余り賛成できないです。

そうではなくて川の中を楽しむという付加価値をつけることによる、川に親しむ舟運ということであるならば、例えば動力をつけるにしても決して速いものをつける必要はないですし、石油燃料を使わない環境に優しい動力というものを検討することもできると思いますし、そういう方向でゆっくりと、余り大きな船でなく川をじっくりと楽しんでもらうための付加価値をつけた舟運ということを考えていってもらえるのであれば、私はいいんじゃないかなと思います。

川上委員

一通り意見をお伺いいたしました。時間の都合もありますので、こればかり議論しているわけにもいきませんので。

山本委員

もう1つだけ。

川上委員

では、山本委員、お願いします。

山本委員

申しわけありません。ここの部分については、いろいろご意見があるかと思います。ただ、淀川部会に提出されました今までの経過報告という点においては、この調査・モニタリング等を継続なさってくださいと言ったにもかかわらず、この内容ではやっぱり不十分なのではないかと。これだけ今後の舟運を考えておられるのであれば、こういう環境への調査内容では本当に不十分なのではないかということとを申し上げておきたいと思います。

川上委員

皆さんの意見を検討いたしまして、意見を修正したいというふうに思います。ただ、修正いたしましても、今度、皆さんにお諮りする機会が最後は1月11日ぐらいですね。

今本委員

私はこの辺のところはそんなに絶対にここを変えてもらっちゃ困るということのほどでもないんです。ただ、余りにもきつい言葉とか、今後いろんなものをやる上でもう少しやわらかく網をかぶせておけばいいんじゃないかなと。例えば、舟運については環境のことを常に考慮してほしいとか、その程度のことでもいいんじゃないかなと思うんですよ。

といいますのは、大型化といっても、淀川を今走っている砂利船より大型にすることはまずないと思います。恐らく観光用になったらもう少し小さいと思いますね。それと、観光用はゆっくり行く方がいいものですから、波もそんなに当たらないんじゃないかと。それから、大事なところは消波工を置くこともできますので、ヨーロッパの川は割合そういうことをしてますね。ですから、お任せします。

川上委員

では、有馬委員。

有馬委員

有馬です。〈基礎案への意見〉のところで最後のところ、「その結果はその都度『淀川環境委員会』に報告し」とあるんですが、淀川環境委員会というのは今まさに動いておるんですが、その委員会にモニタリング結果はこうでございますというのは、報告してどないなるのか。

何か今の環境委員会のことを考えますと、ここへはそういう形では上げられない。もちろんタッチするのはいいんですが、その場合、モニタリングの内容も環境委員会できちんと、環境委員会でこれのモニタリングということを取り上げていくと、そういう形でないと報告をもらっても何にもならない。

川上委員

これまでのプロセスで、淀川環境委員会の答申なんかを参考にしながら環境のことを検討してきたという経緯もありますけれども、組織としては別組織でございますので、委員会が淀川環境委員会のことをこのように書くのはやはりちょっとどうかと思いますので、ここは削除したいと思います。

では、そういうことで利用の項目は終わりたいと思います。

このまま引き続き、次は維持に移らせていただきたいと思います。

資料1 - 2の維持 - 4ですね。老朽化対策の実施という項目であります。これについては大手委員と榎村委員からご意見をいただいております。このご意見を踏まえまして、調整会議では「基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。淀川水系の河川管理施設 120箇所について長期的使用・信頼性向上のため、順次点検・修繕・設備更新を行うことは、充実した河川管理・河川事故防止の観点から必要である。また、これらの多くは1960年代から1980年代にかけて設置され、鉄扉が多く腐朽の進行が懸念される。南郷洗堰扉体のステンレス化もごく最近である。今後、30年間にわたって使用していくため、補修コストの縮減・信頼性の向上など代替方法について十分な調査・検討を行なって、老朽化対策を万漏なきよう計画・実施すべきである。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観、都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある」というふうにまとめさせていただきましたが、これにつきましてご意見を承りたいと思います。

大手委員、ご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

大手委員

大手でございます。今、まとめていただいたので私は結構でございます。私は何も意見ございません。ただ、結局はそれだけたくさんの施設がありながら、その維持補修をもう少し完璧にやっていただ

かないと、えてしてもものつくりだけ公共事業はやられるんだということでは困るという意味でしっかりやっていただきたいということです。

川上委員

榎村委員、ご意見ございませんか。

榎村委員

うまくまとめていただいているのでこれで結構かと思いますが、今まで景観とかデザインとか色彩ということがあんまり出てこなかったのが、構造物につきましてはかなり人工的な景観ですので、川の景観にマッチするようにしますと随分と変わるとお思いますので、これで私は入れていただいて結構かとお思います。

川上委員

たしか意見書だったと思いますが、こういう維持管理にかかわる人材の育成も必要であるというふうなことも述べていたと思います。それは述べた意見を再度検討・反映してほしいというふうに述べておりますので、そこに含んでいるというふうに考えております。

ほかにご意見がないようでしたら、次に維持 - 5 に参ります。歴史・文化的価値のある施設の保全。これも大手委員と榎村委員からご意見をいただいておりますが、調整会議の方では「基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。維持・修理・保全にあたって、地域の人々が参加して管理者と景観・周辺整備や利用について協議・協働する場を設けることが望ましい」ということで、これは歴史・文化遺産といいますが、土木遺産といいますが、そういう性質のもので、近隣の住民の方たちや興味のある人たちにかかわってもらいたいのではないかとというふうな趣旨でございます。

これについてご意見をいただきたいと思っております。

これはもうだれしものが反対するところではありませんね。

では、維持の方はこれで終わりにして、次は治水ですか。

では、部会長にマイクを戻させていただきます。

寺田部会長

これもやってもらえると思ってたんですよ。

実施の部分で残った部分は治水と環境なんですけど、まず治水の関係は7 - 2と9、12 - 6と。7 - 2が淀川の高規格堤防の整備事業。それから、9が堤防補強。12 - 6も堤防補強と、場所が別ですけども、基本的には堤防の強化といいますが、そういうことに関連する部分ですので、いろいろご意見をいただいているんですけども、ここは最初に申し上げましたように調整会議としてのまとめ案は出てお

りませんので、皆さん委員の方でお出しいただいた意見を一定取りまとめをするために、こういう方向で意見を出したらどうかという形で、できればご意見をお出しをいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

随分いろいろ意見を出していただいている部分ですので、どなたでも結構ですから。

川上さん、かなり意見を出してもらっているの、何でしたらちょっと口火を切っていただいたら。

川上委員

はい。ちょっと長々しい文章を出して恐縮だったんですけども、ことし発生した新潟や福島、福井、それに続く台風23号の水害など、非常に堤防というものにさまざまな問題があるということがかなり顕在化したわけでございますけれども、国土交通省の方も堤防の補強といいますが、堤防の強化についてはこれから鋭意取り組むということを発表なさっているわけですが、越水に対する対策というのがまだ検討中なのかどうか分かりませんが、打ち出されておられません。

委員会ではハイブリッド堤防というふうな斬新な提案を提出しているわけですが、これについては具体的に検討いただいているような様子もございませんので、抜本的な対策を早急に考える必要があるというふうな趣旨で書いております。

寺田部会長

堤防強化の関係は川上さんが今おっしゃったように、非常に基本的な治水のあり方にかかわることで、ダム事業についての意見書の中でも大きな治水の施策として位置づけをするというふうな内容の意見も案として出てきていると思うんですよね。これは提言、基礎原案に対する意見の中でも、従来この委員会が治水対策の非常に中心的な対策としてこの堤防強化というものを最優先をして位置づけをすべきだということを何遍も述べてきたわけですね。

そういう点からいけば、堤防強化をこの部分でやります、実施するという事は、それは多に弱いところはやってもらわないといかんという点は何の異存もない。ただ、今、川上さんがおっしゃったように、単に弱いところを強くすることだけでいいのかという問題。特に越水の場合に一定の効果のあるような堤防を目指すということの必要性はこの委員会で言っているわけですね。ただ、この点については、なかなかこういう方法であれば越水しても破堤しない堤防だということまでの議論が進んでない。そういう中で技術的な問題といいますが、そういうものはやはり少しでも早く検討はしていただく必要があると思いますし、そういう視点からの意見を一定盛り込んで言った方がもちろんいいとは思いますが、それ以外にどうですか。具体的にこういう点も盛り込んだらどうかということがありましたら、ちょっとおっしゃっていただいて。

はい、倉田さん、どうぞ。

倉田委員

今の川上委員のお話の最後のところ、「海外の事例も参考にしながら」という表現がちょっと気になります。ある本に書いてあったんですが、日本の河川工学とか水に関しての技術というものは欧米にかなり習った点が多いのだけれども、実は堤防、川の構造自体が日本と違うんだと。それをベースにしているから日本ではもう少し抜本的に手直しせないかんというような意見が書いてあったんですね。それが「海外の事例も参考にし」という言葉と矛盾するので、あえてこれを言わなきゃならない根拠が何かあるんでしょうか。それを教えていただきたいんです。

川上委員

いや、単に比較検討するべきであるというふうに思っているだけですけれども。ヨーロッパの各国の堤防の資料なんか見ましても、日本ほど単一の方法ではなくて、さまざまな河川の特徴だとか、あるいは局所的な特性に応じた対処の仕方をやっているようですので、そういうふうなものも参考にして比較検討していただきたいというぐらいの趣旨であります。

榭屋部会長代理

今本委員、どうぞ。

今本委員

堤防の問題、最初の方はスーパー堤防の問題です。これについては意見も出てますけれども、結構評判が悪いんです。これはスーパー堤防ができてマンションができると、そこに住んだ人は非常に眺めはいいであろう、川側から見ると非常に汚らしいんですよ。ですから、これも河畔林を植えるとか、そういう工夫もこれからは必要だと思います。

それから、堤防補強の問題については徹底的に河川管理者と少なくとも私は乖離をしている部分だと思います。河川管理者は在来型のものでとりあえずはいきたい。私はもっと新たな展開をしてほしい。それから、川上さんの書いている海外の事例というのは、多分、例えばハイブリット堤防ですと中国でそういう事例があるじゃないかと、そういったこともやりながら進めてほしいと思っています。

堤防に関しては、日本の河川管理者は世界の中で一番の慎重というか臆病者ですよ。今まで本気でやろうとしなかった。やっとこの淀川流域委員会が4年前から騒ぐものですから、来年度から堤防の強化というものを4つの重大施策の中に入れるというぐらいのところまで来てくれた。しかも、聞くところによりますと、やっと来年度から越水した堤防についての研究費もつき出すということですから、確実にこの淀川の成果はあらわれていっていると。ここ数年でもっときちんと出てくるんじゃないかと期待しています。

川上委員

私の意見で一番私が重要だと思っている部分は、私の意見の上から9行目が10行目ぐらいのところにありますけれども、「このような状況になっても、破堤さえしなければ甚大な被害、壊滅的な被害は回避できるにちがいない。越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透しても破堤しない堤防、さらにはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防が求められる」というところなんです。

塚本委員

塚本です。この委員会が始まる一番前提は、壊滅的な被害を軽減すると。それから、被害ポテンシャルを小さくすると。これはもともと、寺田さんも言われたように、当然その堤防を保って、越流で浸水という状況で堤内に対してやってもらうと。そうでなかったら、この委員会の、あるいはこの計画の基本がないわけですよ。だから、当然やられると思います。やってもらえるものだと思っております。でなかったら、住民とのやりとりや川を理解してもらう、あるいは住民参加で今後支えていくということの根拠がなくなります。

寺田部会長

皆さんの意見を集約的に取りまとめ案とするための提案をしたいと思いますが、まずは堤防強化のために弱いところを強くを実施をするということに反対する理由はありませんから、それはやっていただくことはそれでいいんだけど、川上さんの意見の中に出てくる中で今おっしゃった非常に重要な点、特に指摘したい点、これは単に弱いものを強くすると、それは全部何でもいいんだということじゃなくて、やはり堤防強化ということが目指すものがあって、それに一番効果的な形の強化をやっていくべきだと。それが指摘をしないかん1つだと思いますね。

それから、もう1つは越水ということ想定して、それに対して一定の実効性、効果というものがあるものを堤防強化が目指すものなんだということも言わなくてはいけないだろうと。それから、ハイブリット。高規格堤防ですね。これについては確かに破堤しないという点では非常に効果が絶大であるかもしれないけれども、これも川上さんが少し書いておられるように、もしくは今本委員が言われたように、必ずしもいいところばかりではないんだと。破堤しないという点ではいいところはあるけれども、これは幾つかの問題点がありますよと。

それから、こういうものが総延長、物すごいキ口数にわたって実現できるというようなことは財政的にも、まあ技術的にはできるかもしれないけれども、現実性というのは余りない部分がありますよね。そうすると、ハイブリットが使える部分というのはおのずから限界がある、限定的なものだと。そうすると、それにばかり頼ってはおれないというふうなこと、この辺が問題点の指摘はしないかん3つ目。

川上委員

スーパー堤防のことですか。ハイブリットとおっしゃいましたよ。

寺田部会長

済みません。スーパー堤防のことです。間違えました。

それから、もう1つは今度の20日の委員会でダム事業にかかわる意見書案が出てきてみんなで議論するわけですが、もちろんまだこれは公表されていませんけれども、検討段階の中では一定、この堤防強化の部分についてかなり具体的な意見が入ってくる可能性が強いですね。それと整合性を持つように、そこで言っていることをこの整備シートの部分でもやはり整合性を持たせて言っておかなくてはいけないだろうと思いますので、これは堤防強化の具体的な強化方法についての内容を盛り込んだ部分が多分入るだろうと思うんですね。基本的な治水対策という部分では、だから、それとの整合性を持たすと。主にはそういうふうな視点から取りまとめをしたらどうかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

そんな方向でよければ、そういう方向でこの部会としての治水の部分の堤防強化に関する意見としていきたいというふうに思うんですけれども、特に何かつけ加えなければいかん部分があればおっしゃっていただいたらいいと思いますが、よろしいですか。

先ほど、ハイブリットと申し上げたのはスーパー堤防のことです。これは完全な間違いですので訂正しておきます。よろしいですか。

塚本委員

塚本です。私が以前ハザードマップ、あるいは浸水被害の各ダムでの被害状況というのをマップで出たときに全部統一して、少なくとも4ダムについてのハイウオーターレベルまでの欠損ですか、での越流の浸水状況のマップを出していただいただけませんか。あるいは、そのときに規模の伸ばしもいいし、だけど、今の実績規模での少なくともまずそれを出していただきたいというお話を委員会ではしたはずなんですけど。それはそれを目指すということで、決して今直ぐにそれができると言うことじゃなくて、目指すということで少なくともそういうハザードマップというか、浸水マップが出ればかなり我々も、あるいは今後の委員会があったとしても、そのことを現場との状況と照らし合わせながら考えていけるということがあるから提案したんですけれども。

寺田部会長

今の意見は、ここの治水の部分の今の番号の整備シートの部分の意見に入れるべきだというご意見ですか。

塚本委員

いやいや。

寺田部会長

違うんですか。それでは、そういうご意見があったということで。

紀平委員

部会長がさっきおっしゃっていたことはすべてそれでいいんですけども、32ページの整備シートは天野川の河口にあるわけですね。ここに黄色の字で書いてある3つ区切ってありますね。これを読んでたら非常にみんないいと思うんです。何となく皆さんも賛成だと思っし、病院に使っていただくのは非常にいいとは思っんですけども、私は真ん中の区切りの一番最後、「淀川河川公園をリハビリテーションの場などに利用できるようにします」という、これは何となく公園に造成してしまうのではなくて、できるだけ患者さんが自然から恵みを受けられるような、そういうように考えてほしいというふうに思っんです。

ちょっと写真の方を見ていただきますと、淀川河川公園となっていますね。これは私の勘違いでしょうか。ここを使われるんじゃないかと思っんですが、この場所は私の認識では自然地区になっているんですね。淀川の所長さん、たしか自然地区ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

（うなずく）

紀平委員

こういうようなパンフレットがいろいろ出ていますが、全部、自然地区と書いてあるんです。もし自然地区だったとしたら、淀川には自然地区も非常に少ない、そういう場所がこういう形で造成されたり少なくなっていくというのは、何となく大義名分、そういう形でやられるのは余りうれしくないなと。できるだけ自然地区を生かしたような、そこに行くためのバリアフリーとか、それはいいと思っんですが、河川公園と書いてあるあたり、もしここがかなり劣化していたら、むしろ自然を取り戻すような形の中でここを整備してほしいなと。整備というよりほっといてほしいなと。でも、やっぱりこのままではかなり高水敷が高くなっていますので。回復するような方法を考えてほしい。

有馬先生、御存じだと思っんです。ここはヨシがほとんどなくなって、ヨシがふえるような方法ができないものかなと。というのは天野川がありますから、その辺から水を取り込むことはできないのかなとか、スーパー堤防の治水の工事と一緒にそういうこともあわせて考えてほしいというふうに思っます。

有馬委員

有馬です。今のご意見に関連してですが、おっしゃる自然地区と言われる部分は、ここの公園をつく

ったときに昔の河川事務所、そのころは河川事務所とは言わなかったですが、そのあった部分というか、正面に当たるところのセイタカヨシを移植した場所なんです。だから、ここはセイタカヨシを移植して無理やり自然地区にしたところ。だから、先生が考えているのは違うというんじゃなくて、自然地区というものの考え方を、これは公園の改定委員会の方でも検討せんならんことですが、そこで検討していけばいいことで、ここはやっぱり自然地区とは考えられない場所です。

そこへ病院の人がのこのこ入っていくこともできないし、いつやったか、ここを使って観察会をやったら土左衛門が出てきた、そういうひどいところなんです。だから、ちょっとそこら辺は、ここでリハビリ空間として活用するということでそれができる、本当にリハビリ空間として役立つような、そういう空間にしてほしいなど。逆に私はそういうふうに考えていますが。

紀平委員

全く一緒に、逆とかじゃなくて、もしここが自然地区だったとしたら、そういう形でほかの地区なんかも減少していく可能性があるから、それを何とかそういう形では進めてほしいなということが1つと、今、有馬先生がおっしゃったように、できるだけ自然を回復させて、そういうところで患者さんが自然の中で本当に精神的に安らぎを持って利用してほしいというか、そういうことなんです。以上です。

榊屋部会長代理

榊屋ですが、ちょっと意見を言わせていただきます。

芝生をきれいに張っているところがどうも自然地区になっているみたいです。野草地区というのが、また草ぼうぼうで全然人も入れないとか、そんな感じになっている。そういうことでもないのでしょうか。

有馬委員

済みません。初めの自然地区のお話。

榊屋部会長代理

いや、自然地区というのは芝生なんかきれいに張ってあるところが大体自然地区、でもないんですか。

有馬委員

じゃありません。そこは施設、野草地区です。

寺田部会長

今おっしゃっているのは治水 - 7 - 2、非常に具体的な事業の実施の部分ですので、先ほどご意見が出ている部分は一定具体的に言わないといけないと思いますので、それ以外の治水の部分も実はこれは調整会議でのまとめ案は出ていませんので、この部会として委員さんから出ている意見を取りまとめを

したまとめ案をつくらないといけないんです。

きょうの議論も、さっき私が例えばそういうぐあいに方向としてこういう形でのまとめにしましょうということは申しあげましたけれども、これは作業をやらないといかんわけですね。これは前にこの部会で各整備シートについての分担を決めたと思うんですね。自分がどこの分担かというのはご記憶あるかと思えますけれども、その方にきょうの議論を整理をして、まとめ案をつくっていただきたいと思っています。

これは最後に申し上げようと思ったんですが、先に言っておかないと不意打ちになったらいけませんので、一定の覚悟の上で議論をしてほしいんです。だから、よく聞いておいていただいて、各ご自分の分担の部分は自分でまとめ案をつくらなくてはいけないという実感を持っていただいて、申しわけありませんけれども、それでお願いをしたいと思います。

だから、今の治水 - 7 - 2 のスーパー堤防の事業の部分は、確かにスーパー堤防自体、単に実施がいいとか悪いとかじゃなくて、この32ページに出ていますような内容について、少し問題があるところはきちっと指摘をするということで案をつくるということでよろしいですか。

そんなことで、この治水の部分は終わりにしたいと思います。

ちょうど3時ですので休憩します。あと、実施の部分では環境の部分が残っていますので、再開後はまず環境の部分をやらせていただいて、あと、関連する環境の調査・検討の方を先に取り上げて、それ以外の部分を残りの時間でやらせていただくという順序で15分間、休憩をさせていただきます。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは一たん休憩にさせていただきます。15分間ということで、15分の再開ということでお願いいたします。

委員の皆様のご控え室でございますが、壁面の後ろの第1会議室になります。また、休憩、あるいは喫煙の場所ですが、エレベーター前の廊下を突き当たって左側の第5会議室になりますのでよろしく願いいたします。

〔午後 3時02分 休憩〕

〔午後 3時18分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、再開いたします。寺田部会長、よろしく申し上げます。

寺田部会長

はい。そしたら、最初にこの部会のとりまとめ案をきょうの議論を聞いていただいてつくる作成責任者を決めておきます。調整会議の方で出ているのはもう要りませんので、調整会議からのまとめ案が出

てない部分について今から分担を決めていきます。先ほどの治水の議論をやっていただいた部分は、これは調整会議から出ていませんけれども、ここの部分は申しわけありませんが、川上さんの方で先ほどの議論と既に出ている意見を整理をしていただいて、この部会のまとめ案をつくっていただくと。

それから、次、今から検討に入ります実施の部分の一番上に出ています環境 - 6 と 8 と 18 の 3 つは渡辺委員の方に取りまとめ案をつくっていただくということでお願いします。

それから、これと関連をしているんですけども、下の調査・検討の部分の22、27も一緒に今から議論をさせていただきますけれども、ここの部分は恐縮ですが、倉田委員の方でまとめ案をお願いをしたいと思います。

あと残るのは調査・検討の部分だけなんですけれども、調査・検討のそれ以外の環境の部分というのは環境 - 29、35、36。この部分はここの分担班の出席者の関係でいいますと、大手委員の方で取りまとめ案をおつくりいただきたいと思いますので、申しわけありませんが、よろしくお願いします。

それから、その下、環境 - 47 と 53 の 2 つについては有馬委員の方でお願いできますでしょう。申しわけありませんけど。ここまできょう検討できるかどうかわかりませんが、もし検討できない場合は既に出ている意見をもとにして取りまとめをしていただいたら結構かと思います。

あと残りますのは調査・検討の一番上の方の計画 - 1、この部分を塚本委員の方でお願いできますか。

それから、維持 - 18 は既に調整会議に出ていますので、以上で調整会議からまとめ案が出てない部分の分担は一方的で申しわけないんですけども、きょうの今からの討議と既に委員の皆さんから出ている意見をまとめていただいて、まとめ案というものをつくっていただくということでよろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

済みません。もう1つだけ、一番上の治水 - 1 が残っておるかと思うんですが。

寺田部会長

治水 - 1 はこの前、議論した部分です。これは私の方でまとめ案をつくりまします。これは入ってなかったですね。

それでは、分担は一応全部これで満遍なくいったと思いますので、環境 - 6 と 8 と 18 という部分に入りたいと思います。

まず、6 と 8 はいずれも場所は違いますけれども、横断方向の河川形状の修復の実施という部分です。この部分についてちょっとご意見をお出しいただきたいというふうに思います。資料 1 - 2 の河川環境という最初から 5 枚目ぐらいのところに、グリーンの 2 つ目のパートの部分ですけども、その冒頭が

環境 - 6、その後、8 というふうが続いておりますので、この部分でいろいろ意見もお出しただいて
おりますので、これをかいつまんで説明することでも構いませんし、新たな意見でも結構ですけども、
どなたか口火を切っていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

両方ともに意見をお出しいただいています紀平委員の方から、何でしたら口火を切っていただけませ
か。

紀平委員

環境 - 6の方は淀川大堰からすぐ上に毛馬の閘門がありますけれども、左岸側、写真が24ページに載
っておりますけれども、中央にある橋が赤川鉄橋、その一番上にある橋が菅原城北大橋、水色の池のよ
うなものがありますが、これが城北ワンド群と呼ばれているところです。

ほぼ写真の中央部に白く見えているところがありますね。これがかつての法線計画というか、ここか
ら左側、本流側が全部掘削されることになっていたわけですが、そのほぼ中央から写真の下側の左側に
砂洲が見えていますね。これが赤川地区なんです。ここには非常にたくさんの池、たまりがあったんで
す。1つだけ残っているんです。本流側にやや黒っぽい、赤川鉄橋の下には1つだけ残っています。

ここにかつてたまり群があったわけですが、非常に浅いたまりで、アユモドキとかイタセンパラとか
非常にたくさんの魚がいたわけですが、ここに水が乗らなくなったので、浅い水域をつくってほしいと。
淀川大堰ができてから、かつての長柄可動堰時代は2 m60で運用していたものが3 m30という70cmぐら
い高い水位で運用されるようになりまして、上の城北ワンド群というのが非常に水深が深くなって水は
淀み、水際の浅い部分がなくなって、環境がどんどん劣化しています。そのために下流の方に陸化し
ているところ、ここにたまりをつくってほしいと。

たまりをつくる場合に、城北ワンド群の一番上の白いグラウンドが見えていますが、そのすぐ下手に
実験ワンドというのをつくったわけですが、浅いたまりをつくって実験をしたわけですが、1年目は非常
に浅いたまりの役割というか、稚貝もふえたり魚も産卵する。ところが、2年目からどんどん植物が入
ってくるんです。それは浅い水域がいいといっても、水の動きがなかったらだめなんですね。攪乱がな
かったらだめなんです。

今度、下に計画図がありますが、切り下げて低くするところを囲っています。ここが第1期工事なん
ですね。このところには矢印の点線がありますが、そのところに水流ができるのではないかという
ふうに言われています。下の長い点線がありますが、これは城北ワンド群の一番下流にあるワンドとつ
ないで、ちょうど真ん中の写真で見ますと、ちょっと本川寄りにワンドがあってたまりがありますね。
そのあたりから堤防沿いというか、下に長い点々のように水の流れが起こるようにしたいという計画で
されることとなります。

これは本当にありがたいことだと思うんですが、どの程度攪乱が起こるか。攪乱がなかったらだめなんです。特に攪乱が起こるようなことを十分考えて実施してほしい。この委員会ではそこまでしか言えないのかなと思うんですが、私は攪乱を起こすために大川との連動というか、大川に水を70m³/s流していますね。それを何か工夫してこの上を走るような。

といいますのは、切り下げ部分の少し沖合に導水路というか導水堤というんでしょうか、今、閘門が毛馬にあるんですね。そこに少しコンクリートの仕切りというか、導水堤ができていますね。あれをずっと延長していただいて、一番左側を放水路にして閘門をつけかえるとか何か工夫してほしいなど。将来ですよ。そんなことも。

そうすると、ここが有効になるというか、効果が出てくる。今のままではどの程度までワンドを新しくつくったのが維持できるかというのは予測が立たないと思います。とにかく攪乱が起こるようなことを考えてやってほしいというのが私の願いです。

寺田部会長

今、言われたところは意見の中に出ておりますので、これを基本としてというところは、多分皆さんも同じようなご意見になるかと思えます。

それから、大川との関係、連動のことをおっしゃったわけですが、これは次のシート番号の8番の部分も同じように、有馬委員からも調査・検討の部分の35、36、つまりこれは大川の関係の部分が36なんですけれども、こういうものとあわせて検討しなくちゃいけないということをご指摘になっておりますし、この辺も意見取りまとめをしていただく場合にはご指摘いただければいいんじゃないかというふうに思います。

この2つの番号6と8に関して何かご意見。

有馬委員、何か補足がございましたら、おっしゃっていただいたらどうでしょうか。

有馬委員

有馬です。ここに書いてあること以外に、補足になるかどうか、強調したいと思うんですが、この環境-3のページのところにモニタリング云々というのがあるんですが、モニタリングをしましたという結果がいろいろ出てきても、それは生き物の名前が並べてあるだけで、その並べてある結果から何が言えるのか、そこらは読んだ人がよきにはからえになっておるような形。だから、この場所では何をモニタリングしなきゃいけないかということをきちんと出さんといかん。ただ、この整備シートでいきますと、例えば植物では植物群落調査とか植物相調査とかそういう項目だけが挙がっています。その項目は水辺の国勢調査のマニュアルと同じになっておる。そうすると、あの方法でやっていけばそれで済むんだらうということやっていったその結果がモニタリング結果というものにあらわれてきておる。何を

言いたいのがわからない。

ダムのところでは僕はちょっと意見を出してあったんですが、例えば天ヶ瀬の再開発でモニタリング調査の結果、ツマグロキチョウというチョウの名前が挙がっているんですよ。ツマグロキチョウがいましたという報告は来ているんですが、そのキチョウが食べる草、カワラケツメイという大事な草があるんですが、当然カワラケツメイはどういう分布をしているかというのは連動して調べなきゃいけないはず。ところが、植物を見てもカワラケツメイに全く触れてない。何をしたのかというと、何があるか調べただけである、モニタリングになってない。そういう形のモニタリングが非常に多いんです。非常に多いというよりも、川に限らずでしょうが、淀川水系のいわゆるモニタリング調査というのはすべてそうなっております。

だから、ここのところにかこつけて、ほかの整備シートでも一緒ですよ。モニタリングの計画をきちんと発注者の方で出しておかんといかん。受けた方は植物相調査と書いてある以上は名前を調べてリストをつくらなならんやろうと。植物群落調査と書いてあったら植生図をかかんといかんやろうとということで、ほとんどコンサルですが、ここでは何が問題であるかということ調査する内容について頭が働かなくなってしまう。とにかく契約書どおりに進めなければいけないだろうと。だから、モニタリングそのものが非常に硬直した状態で、結果をフィードバックするなんて整備計画に出ていましたが、とてもフィードバックに使えるような代物ではない。そのことを特にここにかこつけて書いたわけです。以上です。

寺田部会長

今、有馬委員がおっしゃったことは特に強調されたいということですので、意見のこの中にも詳しく書いてもらっていますので、取りまとめのときにはぜひひとつご指摘をいただきたいと思います。

田中真澄委員

済みません。ちょっと数字の確認だけ。

紀平委員にお聞きしたいんですけど、当初の基礎原案では面積が2ha。

寺田部会長

どこの部分ですか。

田中真澄委員

今の環境 - 6のところなんですけど、赤川地区の事業の数量・諸元等のところで、「ワンド群・水域を創出を図る。面積：2ha」になっているんですけど、今回の基礎案では12haになっているんですけど、この数字の記述はこういうことで合っているんですか。面積が10ha大きくなったということですか。基礎案と基礎原案と面積が。

寺田部会長

数字が違いますね。

田中真澄委員

はい。

寺田部会長

これはどちらかが間違っていないかということですね。

田中真澄委員

そうなんです。

寺田部会長

わかりますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

吉田です。12の方が正解です。

寺田部会長

そうすると、こちらの方でつくった資料の基礎原案の方の面積2haと書いたのが12の間違いだということですね。

それでは、実施の部分の環境 - 18、縦断方向の河川形状修復の実施というものと、調査・検討のところの環境 - 22、27。22もやはり縦断方向の河川形状の修復の検討、これは場所が違うんですけども。それから、27は縦断方向とは書いていませんけれども、魚類等の溯上・降下。やはり縦断と同じことなんですけれども、共通した事業の内容ですので、この3つに関して取り上げたいと思います。

この部分、どなたか口火を切っていただきたいんですけども、どうでしょうか。

18のところは田中委員もご意見をお出しいただいていますけれども、渡辺委員でも結構ですし、何かちょっと口火を切っていただいたら。

どうぞ、渡辺さん。

渡辺委員

環境 - 18ですけど、これは私が書かせていただいているんですけども、まさにこのとおりかと思えますので。

寺田部会長

魚道のところは以前、倉田委員から随分いろいろご意見があったように思いますが、ここの部分は特に意見が出ていませんけれども、何かございませんか。ここの18は意見としては新たに魚道を設置するという実施の部分なんですね。なければ構いませんけれども、もしあればということで。あとの方でも

もちろん結構ですけども。

これを見てもらったらおわかりだと思うんですけども、18は具体的に魚道設置の実施になっているわけですね。それに対して22はもちろんこれは調査・検討の部分ですから、構造の検討をするというふうになっているわけですね。だから、内容が違うわけですけども。

それから、27番は可能な方策を検討すると。これは微妙に表現が違うんですけども、1つは実施ということになっています。この辺、皆さんでご意見を。これはいろいろ意見を各委員からお出ししていただいている部分ですので、これに補充する、もしくは強調したいという部分があればおっしゃっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

特に追加するというものがなければ、既に出していただいた意見を総合的に取りまとめをしていただくという作業だけで意見にさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。ここの部分は倉田委員の方で取りまとめをしていただくということになっておりますので、よろしく願います。

それでは、次の項目の方に行かせていただきます。

川上委員

部会長、環境 - 22の魚道に関してちょっと意見を申し上げたいんですけども。

寺田部会長

はい、どうぞ。

川上委員

木津川上流河川環境研究会というのができておまして、私も参加させていただいているんですが、この木津川上流域の魚道については魚道部会というのを研究会の中に設置しまして、今、鋭意検討しているところなんです。その内容についてはまだ検討中で発表できる状況にはないんですけども、こういう具体的に取り組んでいる事柄について意見を述べる場合、その整合性というか、ある程度、情報を得て書かないと空虚な内容になってしまうんじゃないかと思うんですね。その辺、ちょっと難しいというか、問題のあるところなんですけれども、きょうは木津川上流河川事務所の西川所長もお見えになっているので、こういう問題はどうしたものでしょうね。今の段階の情報を提供してもいいものなんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

木津川上流の西川でございます。今の川上委員からのご質問に対しまして、言われましたように研究会の方で現在検討していただいておりますのでございます。ただ、まだ最終的な研究会としての答えが出てないという段階の中で、どこまで出せるのかという点が私も心配しておりますので、研究会の方とご相談させていただいて、どこまでの情報が今の現段階において出せるのかどうか、ちょ

っと調整させていただきたいと思います。

倉田委員

済みません。

寺田部会長

はい、どうぞ。

倉田委員

川上委員がおっしゃった木津川上流河川環境研究会で検討なさっているとのことですが、このところはまだ検討するだけの材料が私はそろっていないと思っているんです。これをまとめると言われても難し過ぎるので、むしろ研究会にタッチなさっている川上委員をお願いしていただいた方が妥当だと思うんです。私も意見を出していますが、私は結論を十分出し切れてない、検討し切れてないということが柱になっていましてね。

寺田部会長

間違っはいけないのでちょっと申し上げておきますが、さっきから何遍も言っていますように、倉田委員の意見を書いてくれということじゃないんですよ。出ている意見の最大公約数としての意見をとにかくつくっていただくという作業をやらしてもらいます。その範囲ではこれはだれがやってもできるんですよ。

だから、もしもここに書いてある内容でわからない点があれば、今、お聞きいただきたいと思うんですよ。ここにこういう意見が書いてあるけれども、この委員の意見がわからんというのであれば、ちゃんとお聞きいただいて、そして自分の責任分担を果たしていただかないと。これはみんなが分担しないといけないですよ。意見を言うのは簡単なんです。ただ、これは言いつばなしではだめなんです。みんなが作業分担をしないことには。だから、そういう方向でぜひやってくださいよ。

川上委員

それで、この問題に関しましては、例えば大河原発とか相楽発電所に関しては関西電力、それから各河川の漁業協同組合等の関連している団体等との兼ね合いもありまして、なかなか現段階でのプロセスを公開できるかどうかかわからないということがあるかと思うんです。それで、今、西川所長の方からお話がありましたように、提供できる情報をご検討いただいて、その範囲内で、そのご回答を踏まえて書くということではいかがでしょうか。

寺田部会長

はい。結論的にはそういうことで結構だと思うんです。私の個人的な意見を余り言ってもいけないんですけども、現在この委員会がもう任期切れで、最後で、一番今エネルギーが注がれているのがダム事

業の意見書の作成ですよね。それで、ともすればここにばかり脚光が当たっているわけです。

しかしながら、整備内容シートの部分に対する意見というのは非常に重要な部分です。既にこうして実施をするとかいうことを決めている部分というのは的確な意見を言わないと、どんどん進んじゃうんですよ。だから、本当はもっとこういう部分について時間をかけて、十分な討議をして、意見を言わなくてはならないと思うんです。調査検討も同じだと思うんです。調査検討の方向が示されている部分について、やはり一定の意見を言わなくてはならない。けども、時間的にも制約があって、情報の開示されている部分がまだ十分ではないとかいう部分がある場合には、不十分な意見は私は言わなくてもいいと思っています。

だから、今、川上委員が言われたように、もしくは倉田委員の方が書きにくいということをおっしゃった点は、そのとおりの部分があれば、それは言える範囲にとどめると。今回は言えない場合は、僕はそれはあえて留保したらいいと思いますよ。だから、余り不十分で的確な意見を言えない部分を無理して言うことはないと思います。だから、その辺は余り負担に思わないようにしていただいて、できる範囲のところで、言える部分を言っていただくと。特に、調査・検討の部分は確かに意見が言いにくい部分がありますので、どうしても難しい場合はまた川上委員ともご相談いただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。川上委員はそんなことでよろしいですか。

川上委員

（うなずく）

寺田部会長

それでは、次のところに行かせていただきます。調査・検討の部分の計画 - 1、河川レンジャー。これは前回冒頭に大分意見交換をしてもらった部分だと思うんですけども、この部分について、これはやはり調整会議の方ではまとめ案が出ておりませんので、ここの部分を少し皆さんで意見をお出しいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

前回、大分いろいろ意見が出ていましたので、遠慮なく言っていただいた方がいいと思うんですけど、たくさんの方から意見が出ておりますので。既に出していただいている意見の、特に重要な部分をご説明いただいても結構ですので。どうですかね。倉田委員、渡辺委員、かなり詳しい意見をお出しいただいていますけども、よろしいですか。

榎屋部会長代理

榎屋です。倉田委員に教えてほしいんですけど、「『任命』と『依頼』の使い分けが望ましい」と。この辺がちょっとよくわからんところがあったんですが、具体的にどういうことですか。

倉田委員

質問の場所はどこですか。

榊屋部会長代理

倉田委員が河川レンジャーのところで、編成要件で「『任命』と『依頼』の使い分けが望ましい。『任命』は行為の義務化・規制化に、『依頼』は行為の自主・弾力的裁量化に負い易く」という、そのところが具体的にわかりにくいところがあったんですけど。教えてほしいんですけど。

倉田委員

イメージを表現しただけで、あえて言えば、やり過ぎないという面と、どうしてもやって欲しい専門的知識や資格のある人が必要だろうという面の指摘…。

小竹委員

小竹ですが、意見を述べてもよろしいでしょうか。

寺田部会長

はい、どうぞ。

小竹委員

河川レンジャーという言葉のなかには、国土交通省としては大きい立場の河川レンジャーとされるわけですが、私どものような進める側から申しますと4つあって、いわゆるリバーマスター的な歴史と教育を担当する分野と、高水敷のいろんな意味でのイベント、運動施設を展開する分野と、そして最終的な河川レンジャーは防災を含めた、大きい意味での河川レンジャーとする、このように4つほどの区別をして展開された方がいいような感じがします。

昨日、私は淀川区のフォーラム実行委員長として河川レンジャーを、区役所から5名、大阪府大阪市の土木部、それから吉田さんを中心にした、国土交通省からの、枚方、福島の方々に加えて、伏見からも来ていただいて、地域の方と30人ほどで委員会を設けて、展開していくことになりました。ですから、一応条文に出ましたように20歳以上を対象にした代表、男性と女性2人に辞令を出していただきました。それをサポートする次世代の18歳以下の集団、将来を支える若い集団の訓練をどのようにするかという意見も出ておりますので、下流の淀川地区は本格的に実行委員会としてスタートしたことを報告させていただきます。

寺田部会長

ここの河川レンジャーの部分は、基礎案の整備内容シートで示されている中で、大事なポイントは資料の計画-1の一番最初に出ていますように、管理者が今考えておられる権限とといいますか、立場とといいますか、それが一定示されていると思うんですけども、行政と住民との間に介在して、そして管理行

為を支援するというふうなことを想定されているんですね。これは一定のイメージを持っておっしゃっているんですよ。

ところが、基礎原案に対する意見でこの委員会が言ったことは、河川レンジャーとしてどういうふうな役割を果たすべきかとか、どういう権限を持たすかということについては、いろいろ試行する中で検討しないといかんというふうに言っているわけです。それに対してこういう一定のイメージを持って示されていることについては、調査検討としながらもこういうイメージが出されていますから、これに対しては一定の何らかの意見を、委員会は具体的に言わないといけないと思うんですね。

出していただいています意見の中で、例えば紀平委員、渡辺委員。紀平委員は権限を持っていうふうに、一定の権限を持たせるべきだということをおっしゃっておられる。それから、渡辺委員の方も待遇を明確にしないといかんとか、権限を与えるということをおっしゃっている。これは、部会の案として、それから委員会の意見としてどこまでちゃんと言うかということ、これはかなり大事な部分ですので、もうちょっとちゃんとした意見を皆さん、言ってほしいと思うんですよ。河川管理者が示されているイメージに対して、やはりどうなのかということは少なくとも意見を言うならば言わなくてはならない。ここの部分は単に今後調査検討しますという意見じゃないんです。調査検討としながらも、こういうイメージが示されているんですね。だから、これに対してどうですか。

川上さん、レンジャーのところは随分いろいろと前の提言のときにもご苦労されたと思うんですけども、こういう管理者が示されているイメージについて、何かご意見はありませんか。

川上委員

基礎案と基礎原案とはほぼ一緒なんですけども、河川管理者の示された考え方というのは河川管理者としてぎりぎりの判断だと、私自身は受け取っております。それで、意見書に書きましたように、河川レンジャーの役割、権限、人材の確保や育成については、今後の検討課題であるということで、まさに社会実験と言ってもいいほど、前例もありませんし、今後の検討課題という部分がほとんどでありまして、私も提案させていただいたんですが、宇治川の事例とか、琵琶湖での事例、先行事例を拝見をしていて、これから木津川上流でも取り組みたいというお考えなんですけれども、はっきりこうだということとはなかなか言いにくい状況にあります。

しかしながら、紀平委員が指摘されておりますように、河川管理を支援するというところから考えますと、権限と言っていいかどうか分かりませんが、何らかの権限的なものが私も必要なのかなと。単に、文化活動ですとか、環境学習等を指導するだけでなく、ほかの手法もいろいろあるわけです。また、実際に、例えば川に学ぶ体験活動協議会とか、そういうところでも、全国的にいろいろと支援活動をやっておりますので、河川レンジャーの役割というのはやはりそれだけではないという部分がありますので、

そのところを行政的にどこまで踏み出せるのかなというところは非常に難しいところで、実践を積み重ねていって、既成事実をつくるという言い方はちょっと変ですけども、積み重ねでやっていくしかないかなというふうに感じているところです。

それから、もう一つ難しいのは、河川レンジャーとして適任な人をどのように見出すかということ、実際に河川管理者は非常に苦勞していただいているわけです。琵琶湖では、ワークショップ方式で今つくっていただきつつあるという状況なんですけれども、やっぱりさまざまな手法が考えられるし、これもやってみなければわからないという部分がたくさんあると思います。

そんなことで、この事業はある意味では、ソフト中のソフトといいますか、非常に期待されている事業ではありますが、難しさがあるというところで、私もはっきりとこうあるべきだということはいえないもどかしさを自分自身も感じているところです。済みません。

寺田部会長

管理者の方が内容シートでお書きになっている部分の、「環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施」という部分はそんなに問題ないと思いますし、むしろこういうものは積極的に行政みずからやるんじゃないかと、こういう中間的な立場でいろいろな経験とか、知識を持っている方がされるということは、最近ではほかでもいろいろ例がありますよね。それで、これは大いに発展させたいと思いますが、問題はその後の方の部分なんです。

管理行為の支援というのは非常にそのとおりなんですけども、これをどういうふうにするか。今、川上さんがおっしゃっているように、これの実効性をかなり上げようと思うと、一定の権限なり何なりを持たないとやりがいもないということになってきますから。

ところが、どの程度の権限、役割を果たしてもらおうかというのは難しい話なんで、少なくとも現場の声を施策に反映するという役割を担うということは明確にしないといけないと思うんですね。だから、レンジャーの方がやはりいろいろやっていく中で、施策として実行した方がいいということについての意見を言えるようにすると。そういう意見を尊重してそれを施策に反映していくというふうな方向は、少なくともその程度の権限といいますか、そういうイメージがわくような形で、この委員会の意見を言った方がいいんじゃないかなと思っていますので。

ここの部分はさっきパートを決めませんでしたけども、塚本さん、そういうふうな方向はどうですか。皆さんでもし、ね。はい、どうぞ。

塚本委員

私はこれに意見を出さなかったんですけど、これは非常に大事な部分なんです。1の寺田さんが受け持たれる、地域に強いということとはある意味では非常に共通するんです。というのは、住民の実態

がどこにあるのかということをしっかり把握していかないとこれは難しい。

それと、もう1つは行政側がどういう仕組みなのか、どういう実態なのかということの両方を知らない、調整役なんですね。なおかつ、整備計画の理念というか、あるいは具体をどう理解しているかということも要るんですよ。

それで、住民側でもあり、行政側でもありというね。だから、私は近い将来住民側から自主的なコーディネーター、ファシリテーターが出てきてくれるときに、こういう役割がとても生きるんじゃないかなど。

それで、今試行的にやられていまして、それはそれなりに本当に一生懸命やっておられます。私が知っているところは山科川ですけど、やっぱりいろいろ変化を持たせながら。でも、これも恐らく地域と流域特性、水系によって本当に千差万別ですよ。

それで、初段階の人が集まってくる段階ですね。どういう模様になっていくのかということ自身が非常に大事なところになってきて、これを行政も、要するに河川レンジャーをしっかり把握しなければなりません。それをどのように変化を持たせていくか、次にどういう人が入ってきて、どんな模様になっていくかというような判断というのはやっぱり要るんですね。だから、前に委員会で述べましたように、やっぱり試行錯誤で必ず変化を持たせるように、何か詰まったときに、次に変化を持たせるような状況をつくらないといけないなど。

もう1つは、この河川レンジャーの仕組みは委員会なりどこかがフォローする必要があるなど。いろんなところで、多分これからやっていかれるから、そのことについての委員会なり何なりが状況を見ながら河川管理者とそこでもまた検討しないと、これは成り立っていかないんじゃないかなど。だけど、非常に有効だと思います。範疇は広いと思います。

寺田部会長

はい、どうぞ。

田中真澄委員

田中真澄です。非常に漠然としてつかみどころがないというか、具体的に進まないと思いますが、僕は一つの案としては、河川レンジャーの規約とか、そうした一つの会則といいますか、そういうものがある程度つくり上げて、その中でいろいろ議論しているんな約束事を決めていくという方向性もあるのではないかなと思っているわけですね。だれがこの問題をどのようにして議論するのかということは、これではとても前に行かないので、ある程度そういう形で決め事をきちっと文書でしていくという、そういう方向性もあると思います。

それから、もう1つは、ここでも今おっしゃったんですが、川は上流域から河口まで、レンジャーと

いうことになればどの川も隔たりなく見ていかなければならないということにおいては、指定河川においても同じ視点できちんとそこは議論立てていってほしいと。これは非常に大事なことだと思いますので。下流で幾らレンジャーが発達しても、上流域で何ら手だてもなく、そういう河川整備の理念と全く逆方向に行っているようなこともなきにしもあらずですから、そういうところの論点も同じように考えるべきだと思っております。

塚本委員

その意見に対して、いいですか。少しだけ。

寺田部会長

もう時間がかなり。

塚本委員

1つだけ。

寺田部会長

はい。

塚本委員

そうおっしゃりましたけども、具体が出れば検討できるんです。それから、ルールはまだ余り決めない方がいいと。それから、先ほど言われたように、私も整備計画自体も全体を知ることだと言ったことは、やはり全流域を広くちゃんと知るということがあっていいことも入ります。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。事実の確認だけでございますが、資料1 - 1の方の46ページ、47ページ、48ページをちょっとごらんいただきたいんですが、46ページに先ほど来出ています、どう進めていくかというような仕組みと申しますか、システムを書いておまして、47、48が基本的な運営要領の中身ですので、これで今現在進んでいます。ですから、細かくは決めておりませんが、規約を一応決めてそれぞれ進めているという状況ですので、ちょっとご確認のために申し上げました。

寺田部会長

今、管理者の方があえてご指摘になったように、かなり具体的に内容が明示されていますから、調査・検討とはいうものの、むしろかなり進んでいるんですよ。だから、余り茫漠とした意見を言っても意味がないんですよ。だから、きちっとした意見の取りまとめ案をひとつ、塚本さん、つくっていただきますようによろしく願います。

時間が残りなくなってきましたので、残るのは「調査・検討」の部分の維持 - 18は、調整会議の方のまとめ案が出ている部分です。それで、これをごらんいただいて、もしこの中でおかしな点があれば、

ご指摘いただければいいと思いますが、これでよいということであれば、このままというふうにしたいと思いますが、ちょっとごらんいただきたいと思いますが、よろしいですか。安全利用のための対応という部分ですけども、川上さんか榎屋さん、何か説明することがあればおっしゃっていただいても結構ですけども。

榎屋部会長代理

資料1 - 2の維持の12ページを見ていただきたいんですが、ここに書いてあります水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、そういった活動との連携の枠組みの中で実施できるのではないかとということです。ここで一つ言いたいことは、「水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信、または判断の誤り、あるいは危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、普段から住民相互が河川について語り合う場を設け、河川についての理解を深めることが重要である」と。安全利用のためには、一言で言えば住民に理解を深めてもらうということですね。

それで、水難事故防止協議会というものの設置については、こういったことを十分検討した上で設置していく必要があるのではないかとということです。名称についても、水難事故防止協議会というのは非常に後ろ向きですからまずいのではなからうかということで、これは川上委員と相談したんですが、河川安全利用推進協議会というふうな名前に変えたらどうかというのが提案です。

以上です。簡単な説明です。

寺田部会長

ここはそう問題がある部分ではありませんので、こんな原案で。

残りましたのは「調査・検討」の環境 - 29、35、36、47、53。これだけの部分が残った部分です。この部分も全部一緒に、ちょっと項目の違うところが大分あるんですけども、申しわけありませんけども、特に出ています意見に付加する部分とか、もしくは新たにここで述べておきたいという意見があれば、お願いをしたいと思いますが、お願いします。

はい、山本さん、どうぞ。どの部分か、まず項目を教えてください。

山本委員

「実施」の方の環境 - 10というのが、きょう、ちょっと抜けていましたので。

寺田部会長

えっ、環境 - 10ですか。

山本委員

はい。環境のところとして、一緒によろしいでしょうか。

寺田部会長

10の方に意見があるんですね。

山本委員

はい。申しわけありません。

寺田部会長

はい。

山本委員

ここの部分は、既に実施ということで木津川の下津屋地区でされている事業です。それで、各委員からご意見が出ているところなんですけれども、資料1 - 1の29ページ、30ページです。ここでは横断方向の河川形状の修復を実施し、堤防補強を同時に行っておられるところです。治水の面で言えば人家が迫っているところですし、緊急に堤防を補強していただかないといけないところなんですけれども、環境に配慮しながらというか、環境のことを考えると、なかなか難しいのかなと見ている地区です。

現在お聞きしているところでは、現地を見ますと、治水面では右側のページの下のところ、法面のところは堤内側のところはまだ、かごマットとかドレーン工とかがまだまだな状況だということです。それで、張り芝をされて、なだらかな堤防にされているところが施工延長 800mのうちの約1割程度。

寺田部会長

山本さん、悪いけど、具体的にどういう意見を言うのか言ってくださいよ。

山本委員

申しわけありません。それで、そのところで環境面では高水敷の切り下げということが書かれているんですけども、左側のページに行ってくださいまして、ここのところでは河川整備の方針のところ、「生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う」ということで、そのページの一番下に横断形状の修復については、検討中ということなんです。

それで、ここのところは高水敷の切り下げということを環境 - 10の中で実施されるということなんですけれども、検討中ということで、まず治水を優先されて、環境面のところというのはまだ具体的に内容が決まっていないように見受けられます。具体的にここは切り下げられた後、時々水がかぶるような状況にして、放置されるというような整備のご予定なんですか。

ここの高水敷のところは今、不法耕作の畑が多くて、それをきれいにしている状況ですけど、その後の整備については公園化されるお考えなんですか。ちょっと高水敷の切り下げをしなが

らどうのことを考えられておられるのか、これは環境 - 10の実施としての1つ目の事例なので、このところはきちんとお考えを伺っておきたいと思うんです。

寺田部会長

今おっしゃっているのは、整備シートの29ページの実施内容の部分の2つ目の「・」のことですか。これは、形状は検討中と書いておられるんだから。この内容を聞きたいということですか。ちょっとよくわからないんだけども。

山本委員

このところは、これを検討中とされて、環境 - 10に対して実施されているところについて意見を求められているわけですから、検討中とされているものがどういったものなのかよくわからないままに意見を言うことはできなかったというのがあるんですが。

寺田部会長

だから、検討中の中身を聞きたいと言われるんですか。

山本委員

ここは切り下げということは決めておられて、その後はどうされるんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

よろしいでしょうか。

寺田部会長

ちょっとわからん。はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

細かい形状については、きちっとまだ決めていないわけではございませんが、この部分の高水敷を切り下げて、いわば自然環境等に配慮するような格好で考えているということでございます。

寺田部会長

これは、ここの表現に書いてあるように、高水敷の切り下げ等も含めて検討中ということですから、具体的に検討の一つの中身として切り下げというのが出てきていますから、これについて何か意見があればきちっと言ったらいいと思うんですよ。切り下げに問題があるなら問題があるとか、もしくは切り下げをすとしてもこういう条件においてやる方がいいとか、そういう意見を言ったらいいと思いますけども、切り下げ以外の部分は具体的に出てないので、これは意見の言いようがないわけですよ。

だから、方向づけについてこういう点から検討をする方がいいというのであれば、そういう方向を示さなくちゃいけない。だから、そういう点についての意見を言わないと。山本さんがどうのことを意見として出したらいいのかということを書いてもらわないと、意見にならないんですよ。

山本委員

高水敷の切り下げをされる場合に、ここのところは住民の方にもきちんとご説明をしていただいて、切り下げイコール水が来るのではないかと、高水敷があるから弱い堤防でももっていたみたいな認識を地元で聞いたので、あそこを削ってしまうのかみたいな話も聞きましたから、実施に当たっては住民に対して環境面に留意されてこのようなことが考えられていてというようなご説明があってもいいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ただいまの山本委員のお話をまさにご意見という格好で、高水敷の切り下げに当たっては地域住民等にもちゃんと説明をして、それでももちろん環境配慮もあるんでしょうし、そういうものも含めて実施するようにということでご意見をいただければよろしいかと思いますが。

寺田部会長

はい。それは私が今言おうとしていたことであって。だから、そういうふうな条件の上で実施をすべきだという意見として聞いておきますから、いいですか。ここの取りまとめをしてもらうときには、そういう意見があったということ的前提に取りまとめをします。

それでは、それ以外の部分、先ほど申し上げたところで、残った環境 - 29、35、36、47、53の部分で、はい、大手委員、どうぞ。

大手委員

大手です。私、環境 - 47について、この資料1 - 2の環境 - 14、15というところにくくだといろいろと書きましたが、これはちょうど震災後のショックでこう書きましたので、これは有馬委員によって取りまとめのときは参考にさせていただくので結構で、終わりの4行だけで結構です。そういうことです。

寺田部会長

ここの部分は大手委員にまとめをしていただくことになっていますので、ひとつよろしく願います。

ほか、意見として加えるご意見があればおっしゃっていただいたら。はい、倉田委員、どうぞ。

倉田委員

53でも構いませんか。修正しておきたいところがありますので、はっきり間違っていますので。

寺田部会長

はい、どうぞ。

倉田委員

環境 - 53のところ、隣のページなんですけど、「倉田委員」と書いてあって、これは修正原稿を出し

たんですけども、最初に間違っ出した原稿がそのまま入ってしまっておりまして、3行目に「1981年刊」なんて書いていますが、ここから次の行の「生息魚であろう」というところまでは完全に間違っていますので消してください。両生類なのに魚類云々なんてとんでもない話なので。

寺田部会長

はい。ここは削除ということですね。

倉田委員

はい、削除してください。

寺田部会長

資料1 - 2の下に丁数が打ってありますが、環境 - 17のところの倉田委員の意見の3行目、「1981年刊」というところから、次の行の「であろう」というところまでを削除するというので、わかりました。

ほかにご意見はございませんか。最後、はしょって申しわけなかったんですけども、時間が。きょうは時間どおりに終わりたいと思ひまして。

田中真澄委員

済みません。一言だけ。緊急提案といいますが、こうしてずっと今事業の進捗状況などをずっと考察しているわけなんですけど、一度も現地へ行ったことがないんですよ。やっぱり重要なことなので、時間的な無理もあるかもわからないと思うんですけど、やはり一度はどこか象徴的なところを淀川部会で見ると必要はないでしょうか。例えば現地がどういうぐあいになっているかとか、実際に事業がどういうぐあいに進んでいるのか、先日の11月29日にも姉川ダムに行き、ダム計画地ばかり数回現地に行きましたが、今からでも可能であれば淀川部会として必要と思ひれます。

寺田部会長

いや、田中委員、具体的に田中委員として例えばこの箇所に、ここはどうしても行くべきだと、意見を言う前に行くべきだということがあればご指摘ください。抽象的に言われても皆さん、わからないと思ひますよ。

田中真澄委員

それは紀平さんとか、有馬さんとか、現場に携わっている人の要望があると思ひますので、お聞きしたいと思ひますが。

寺田部会長

だから、田中委員として特にご自分でここへ、どうしても意見を言う前に現場の確認をしたいというところの意見じゃないんですね。

田中真澄委員

そうです。

寺田部会長

有馬委員とか紀平委員の方から何かそういうところが、ご指摘があればという意味ですか。

田中真澄委員

そういうことです。

寺田部会長

そういうことですか。何かご指摘はありますか。有馬委員と紀平委員、特にご指名でございますので、もしあれば。

紀平委員

ぜひこういう場所を見たいと。先ほど私が言いました天野川の河口では、ここがこうなっていますよとか。それで、さっき所長にお聞きしたら自然地区のところは今回はさわらないんだそうです。確かにそこは自然地区になっているという話でした。その場所をぜひ見てみたいとか、あるいは城北ワンド群を高いところから見たいと思えば、菅原城北大橋、あそこの上から両サイドを見れば一目瞭然、あの辺の環境がよくわかるし、ぜひ見てみたいとおっしゃればその辺も案内してもいいし。

今、出ましたね。天野川の河口。ちょうど天野川には落差工を削っていただいて、魚が比較的前よりはよく上るようになった場所もすぐそばにありますし、そんなことも含めて、ここを見てみたいということであれば水先案内人というか、現地を案内させてもらっても結構です。天野川の河口と、菅原城北大橋、城北ワンド群を候補として田中先生、いかがでしょうか。まあ、皆さん忙しい時期ですから、なかなかそういう余裕もないと思いますけども、ぜひとおっしゃれば案内いたします。

それと、もう1つ3番目に挙げたいのは樟葉のワンド、掘っていただいたので見ていただいた方もあるかもしれませんね。そんなことでもし案内せよということだったらさせていただきます。

寺田部会長

有馬委員、何かありますか。

有馬委員

有馬です。委員さん、どなたも全部歩いてほしいなということをおっしゃったんですが、ですから、どこをとということになると、ちょっと困るんですが。今、紀平委員がご紹介の菅原城北大橋の上から眺めるといふ、これがひとついい場所ではないかなと。天野川の河口のところは琵琶湖の小さい模型があって、今、紀平委員がおっしゃる自然地区とされる場所以外のところで楽しめるところがたくさんあるので、そういう目で見てもらうのもいいかなと思うし。それから、そのほかにもあちこち案

内したいなと思うところがあるんですが、ただ、見に行く目的がはっきりしてないと、こういう目的でどこか見たい、それならここを案内しましょうということになると思うんですが、そんなところです。

寺田部会長

先ほどの田中委員のご意見は、要するにこの委員会として、それからその前段階での部会の案として意見を言う段階で現場を確認をしないと不正確な意見とかいうことになってはいけないところがあればというご趣旨でおっしゃっていますから、もしも取りまとめ案をつくる段階で、現場の確認なしにはこういうことは不用意に発言、もしくは意見を言うべきではないということがあれば、それはカットしてください。意見を留保してください。責任のあることをやはり言わないといけませんから。そういう前提で意見の取りまとめをぜひやっていただきたいと思います。

現場の確認は、今、お二人の委員がおっしゃっておられるように、必要なところがあればそれはご手配いただけるようですから、それは委員の方でおっしゃっていただければいいかと思います。

残りました一番最後は関連施策 - 1 というのが残っております。この部分は、調整会議の方で取りまとめ案が出ている部分なんですね。これをちょっとごらんいただいて、もし疑問な点、もしくは補充すべき点があればおっしゃっていただければ。これが最後の部分です。川上さん、榎屋さん、何か補足されることはありますか。

川上委員

ありません。

榎屋部会長代理

ありません。

寺田部会長

この部分は「国営公園整備」という事業名の部分ですけども、これも調査検討の部分ということで、継続的にというふうに出ている部分です。委員の皆さんの方で何かご意見があれば、

なければ、この取りまとめ案を部会の案とするということによろしいでしょうか。はい。

ちょうど4時半になったんですけども、時間の範囲内で終わりたいと。きょうは後で予定されている部会の委員による検討がちょっとございますので、時間どおり終わりたいということで最後ははしょりましたけど、申しわけございませんでした。

あとは、今お願いをしました各調整会議の、まとめ案が出ていない部分の部会案は、お願いをしました委員の方で取りまとめ案をつくっていただいて、それは部会長と部会長代理とその担当の委員さんとで字句の確定をさせていただいて、案として委員会の方にお出しすると。もちろん、取りまとめ案ができた時点で、委員の皆さんにはそれはご報告を文書でお配りをしたいと思いますが、それについて、

もしおかしな点がなければ、それを部会の案として、今の予定では1月11日の委員会に提出をさせていただくというふうにしたいとは思いますが、

お諮りしたいのはそういうふうな手順でいいのか、それとももう一遍部会を開いて、今のお願いを担当者の方でつくっていただいた取りまとめ案をもう一遍この部会で確認をして、部会案として確定するという、部会を開催した上で確定するというにすることなのか、どちらか決めないといけないんですね。それについて決めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

前者は簡略な方法です。部会を開かないでそういう作業を担当者と部会長及び部会長代理の方でさせていただきますと。そして、その案を皆さんにお知らせをして、確定をさせていただくという案か、部会を開いた上で確定をするということにするか、どちらか。もし、部会を開くということであれば、1月11日までに部会を開催しなくちゃいけませんので。どちらか、挙手でもして決めましょうか。よろしいですか。そうしたら、申しわけありませんけども、まず部会をもう一度開催して、確定をした方がいいと思われる方は挙手をお願いできますか。だれもいらっしゃいませんので。あ、お一人。田中委員だけ。そうしたら、ほかの皆さんは、

有馬委員

日がないですね。

寺田部会長

ええ、日がないということもありますけども。それじゃ、簡便な方法で申しわけありませんけども、担当者の方でまず案の案をつくっていただいて、それを部会長と部会長代理の方と一緒に案をつかった上で、皆さんにそれをお配りをして、それでご異存がないと、全く違った意見や疑問な点の指摘がないという場合にはそれで確定をさせていただくということにさせていただきますけども、よろしいですか。それじゃ、部会は改めて開催をしないということで、本日が最終の淀川部会ということになります。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

寺田部会長

それで、短い時間で申しわけありませんけども、きょうご指摘いただいた傍聴者の皆さんでご意見、発言をご希望の方は、どうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井と申します。いろいろ決めていただいているのですが、調整会議でいろいろいい案が出て、疑問な点も各委員さん、汗かいて努力していただいておりますけれども、これで本当に住民の方に理解されるでしょうか。委員の方でまだ現場を見たいと言う委員がおられるというのは情けない。もう取りまとめの作業の段階ですよ。ダムワーキングも結論を出していかなあかん。また、山本

委員とか、川上委員の方から河川レンジャーの意見も出ました。現場でどうなんですか。実際に川の近くにおられる住民の意見も吸い上げてないでどんどん決められていく。淀川水系流域委員会、これでいいんですか。以上です。

寺田部会長

はい、ご意見をありがとうございました。ほかにございますか。はい、どうぞ。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。1つだけ要望を申し上げておきます。今の段階でちょっと難しいかもしれませんが、きょう議論されました利水 - 4、湧水化対策会議のことです。部会長がおっしゃいましたように、今の実施段階で茫漠としたことを言ってもしょうがないという、まさにそう思うんですけども。具体的内容について1つ、私は前から言っておりしつこいようですが、湧水対策として琵琶湖の水位を基準として、例えば - 60cmとか70cmになれば、取水制限を幾らにする、それから大川、神崎川に流す維持流量を幾らにするという関連するところをセットで具体的に、ことしは大変なことになったからどうしようと言ったり、いろんなところで愚痴を言ったり、何か調整をしたりするのではなくて、難しいことはわかっていますけれども、ルール化することを意見の中に入れていただけたらと思って申し上げておきます。これが私の希望です。今、時間がないですから、理由は一々申しません。よろしくお願いします。

寺田部会長

はい、ありがとうございました。はい。一番後ろの方、どうぞ。

傍聴者（船戸）

いろいろと皆さんの意見は、それはそれなりに適当な意見やと思います。

しかし、先ほど最初の方が申されたように、話を聞いておまして、委員の皆さんは実際に現場を見ておられませんか。やっぱり上流、中流、下流といろいろ事情がございまして、もっと委員の方は下の方までしっかり見ていただきたい。最初に舟運の話も出ましたけれども、船は上るばかりではございませんし、下ることもございます。大阪市ではやはり舟運のことも地域活性化のために考えてございます。

私は高水敷の問題、河川敷の問題で本日寄せていただいておりますけれども、ただ単に我々が使っている河川敷が環境を壊すというようなことは絶対にございません。イタセンパラも結構です。アシを生やすのも結構ですけれども、淀川の十三から下流はたくさんの方が遊びに来ます。したがって、食べ物のがらとかいろいろなもの。最近は特に電気製品の放棄といいますが、そういうふうなものもたくさんございまして、そういう監視を我々は、河川敷を使いながら目を光らせております。

したがって、きょうの委員の皆さんは最初からでございますけれども、環境問題の先生が8分でその他の先生は2分のように思います。御用学者とこの間ダムの中で出ておりましたけれども、本当に

地域住民の声を取り上げてもらえるような委員さんをもっとそろえていただきたいと、私は思います。

それで、もう1つ言わせてください。ここに、行政の方が見えておられない。国も、地方行政を三位一体でやろうかというときに、国だけのといたらおかしいですけど、流域委員会だけでどうこうじゃなくして、地域住民と行政とを一つにして、もう一度考え直していただきたいというのが私の意見です。

寺田部会長

はい。もうひとつ、たしか手を挙げておられたと思いますが。

傍聴者（河田）

河田と申します。資料1 - 2の利水 - 4のところでございますね。下から7行目、高規格堤防の中で用地買収ということを言っているんですけども、用地買収はいたしません。借地でございます。オール借地。禁じられています。それと、その中でコストも高くというような言い方をしますと、事業者の方が用地買収が入っていないじゃないかと、コストは非常に安いんです。この辺がやはり変えなきゃいけないと。

もう1つは、河川景観上というような論理があったわけですけども、これは淀川のイカダ、当初の高規格堤防の計画地域でそういうことは考えてなかったということで、現在大阪府の方で条例があるはずなんです。高さ20mぐらいですかね。そういうような高さ制限を実施しているという情報も聞いておりますので、その辺はやはり調査をしていただきたいと。

2番目は、高規格については、大和川も関連をしておりますので、ここで結論を出すと、大和川の関係も影響してくるということと、私から3番目なんですけども、余り高規格堤防について理解がなされていないということで、事務所の担当者呼んで、実際の内容を聞かないと、これは大変だと。例えば、高規格堤防の場合は区画整理方式でないとだめだという規制がございます。区画整理方式でやりますと、市町村に膨大な負担がかかります。ですから、協力をしないわけですね。国がやったら、国の直営の区画整理をやれと。法律上できませんと、そういうような規制がある中で、非常に苦悩しながら進めているというのが高規格堤防でございますので、もう一度高規格堤防について考え方を明確にさせていただかないと困るのではないかと。ほかの影響も大きいので。これからの事業は全部高規格堤防になっておりますので、その事業に対しての、これの文章だけでは事業者に対してちょっと説得ができないと。もう少し検討をお願いしたいということでございます。終わります。

寺田部会長

いろいろ具体的なご指摘をありがとうございました。

それでは、時間が15分ちょっと超過しましたが、先ほど申し上げましたように、きょうが淀川部会の最終です。委員の任期は来年1月末で切れますので、現在の委員体制での部会の開催もきょうが最

後ということになると思います。

4年間、流域委員会の委員会はもちろんですけども、部会にも毎回たくさんの方にご出席いただいて、きょうも大変厳しい、また非常に具体的なご意見もいただきました。やはり、4年間、部会がそうして関心を持っていただける多くの方に支えられてやってこれたんだと思いますし、委員の方もそういうことについては一人一人がいろいろな経験とか、学習を積み重ねてこれたんじゃないかと。不十分な点はもちろんたくさんあるわけですけども、新しい委員会になってもこういうふうなやり方というものを発展をさせていただけたらありがたいなというふうに思うんですけども、そんなことで淀川部会はこれで終了とさせていただきます。

では、庶務の方にお返しします。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、本日の第28回淀川部会を閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

〔午後 4時45分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。